

別表2（第5条関係）

項目	許可基準の内容
全般	1 関係法令、関係条例及びその他ガイドライン等の規定に従うこと。 2 町の関係部署及び関係行政機関と事前に相談又は協議を行い、必要な手続等を行うこと。 3 事業を行うために必要な資力及び信用があること。
事業区域の明確化	1 土地及び周辺地域の調査を行うこと。 2 事業区域に隣接する土地等との境界を確定確認すること。
地域との関係構築	1 地域住民等と適切なコミュニケーションを図ること。 2 事業計画の策定に当たっては、事業内容を十分に説明し、理解を得た上で必要な対策をすること。 3 地域住民等から要請があった場合は、誠意を持って対応すること。
事業の設計	1 工事の設計基準は、みなかみ町開発事業指導要綱(平成17年みなかみ町告示第60号)第9条の規定による基準を順守すること)
周辺環境への配慮	1 発電設備の設置に当たり、日照障害、テレビ電波障害、騒音等、地域住民等又は周辺環境に影響がある場合は、適切な対策をすること。 2 太陽光発電設備の場合、モジュールからの反射光が周辺環境を害することがないよう適切な措置を行うこと。 3 土砂の流出等により、水源の濁りが生じることがないように対策をすること。 4 動植物について重要種の生育又は生息が確認される場合は、その生育群への影響の回避又は必要に応じて移植などの措置を行うこと。 5 みなかみ町景観計画の基準に沿った設計及び措置を行うこと。
防災対策	次のとおり、土地の形状や地域の状況に応じた適切な設計、措置を行うこと。 1 盛土又は切土面の保護が必要な場合には、擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水等の対策をすること。 2 切土又は盛土をする場合で、地下水により崖崩れ又は土砂の流出の恐れがあるときは、事業区域内の地下水を排出する排水施設の設置等の適切な措置を行うこと。 3 崖地の地域に設置する場合は、崖肩からの離隔、崖肩沿い排水等崖地の崩壊対策をすること。 4 湧水がある場合は、地下排水管の設置など適切な措置を行うこと。 5 地下浸透水又は湧水を上水などで生活に利用している地域では、水質の悪化又は水量の低下を生じないように対策をすること。 6 軟弱地盤の場合は、区域外の隆起又は沈下を生じないように地盤改良など適切な措置を行うこと。 7 降雨等により土砂の流出又は山腹崩壊等の山地災害が懸念される地域には、擁壁の設置など適切な措置を行うこと。 8 風雪害に対する適切な措置を行うこと。 9 事業区域からの雨水流出を抑制し、水害の防止を図るため、区域内に調整池、浸透施設等の雨水処理に必要な施設を設置すること。また、その際は雨水流量計算を行い、適切な部材の選定をすること。なお、雨水流量計算の方法等については、群馬県県土整備部建築課発行「都市計画法に基づく開発許可制度の手引」を参照すること。 10 架台下は適切な敷材を使用すること。
事業の施工	1 災害の防止及び生活環境等の保全に十分留意し、適正な施工計画をたてること。
維持管理計画	1 保守点検計画及び維持管理計画の策定及び体制の構築を行うこと。
非常時対応	1 災害又は事故など非常時の対応方針を関係者間で事前に定め、緊急連絡網及び事象別の対応を示したマニュアルを作成するなど、円滑に対応できるよう体制を整えること。